

南部藩における

御給人制度について

盛田 繪

○南部藩における「御給人」とは、城下を離れた在町に土着し、自ら農業若くは商業を営み、同時に土分の待遇を受けていたもの、(つまりは半農半士或は半商半士、時には半農半商半士の生活を営んでいた者を指す名称であり、一般に云う「郷士」と同一概念に属する。

これら御給人は、或は辺境の守備に、或は新田開発に、或は藩財政の窮乏打聞に貢献する等藩政に寄与する處多大なものがあり、又同時に在町における各方面の指導者でもあった。

以下これら御給人の発生の事情とその意義とについて考究してみた。

○南部藩における御給人発生の始期は必ずしも明瞭でない。小野武夫氏は「郷土制度の研究」に

において、郷士出現の社会的経済的事情として、経済的理由(浪士救済のため新田開発を行わしめ、これを郷士とする)、政治的理由(地方開発の農民表彰のため)、及び兵争的理由(中世農兵制度の踏襲、幕末對外防備のための農民武装)の三つをあげている。これら三理由は多かれ少なかれ郷土制度を採用せる諸藩に共通する理由であると思われるが、實際上ある種の郷士が出現する場合、其處には幾つかの発生理由が組みあわされている場合が多いように見うけられる。

南部藩における御給人については、まだ研究らしい研究は殆んど無い。従つてその種類や名称等も一定したものはないので以下に掲げる種別や名称も未だ試論に属するものである。

一、旧武士御給人

南部氏は「三日月の円くなるまで南部領」と云われた程広大な地域を領していた。この広大な地域を支配するため、戦国末期の南部氏は四十八の支城を有したが、漸く領内統一のなつた天正二十年（一五九二）には右の内三十六城を破却、元和元年（一六二五）の一藩一城令施行後は更に五城を破却し、その諸士を新城下町たる不來方（盛岡）に集中せしめた。だが近世藩制の確立に於て残りの支城も廢棄せられていった。

この旧、旧敵將の遺臣、支城主の家臣で新城下に移住しなかつたもの、津軽氏に亡された津軽守備の南部の家臣で南部領に逃げ歸つたもの達の中には、農村に土着し百姓となり、或は若干の家臣と共に土地の開拓に従事し、自らは大地主となり、家臣を名子化せしめた者もあつた。それらの中の一部は、浪士救済と辺境守備の目的から次第に御給人化せられていったし、元知以降の廢城の際は、その家臣の大部分が御給人化される事もあつた。

例を七戸地方の御給人にとつてみよう。天正の頃七戸地方を領していた七戸九郎三郎家口は、三十九年（一五九二）の九戸氏の南部氏に対する反乱に加担、遂に滅亡した。しかし南部氏は旧豪七戸氏の断絶を惜み、一族直勝をして七戸の名跡をつがしめた。直勝の没後、長二耳（一五九七）、その一子直時が改めて七戸郷二十石を賜わり七戸隼人正直時と称した。七戸地方在住の御給人は、幕末期百二十三人に及んだが、その中、家柄の古いもの数名はこの直時の時代に召附せられたものであつた。

直時の在世中には、大坂の陣等もあり、直時も出陣している。しかし直時は南部藩の家老として殆んど盛岡出仕であつたので、七戸地方で有力な家臣團が編成せられる事はなかつたようだ。その事は、直時が死去した正保四年（一七〇一）、その遺骸は、盛岡から七戸に送られ、七戸瑞龍寺に於てその葬儀が営まれたが、市原篤焉著の『篤焉家訓』に「此節御葬儀に出候者百姓計也……」とあるによつても明らかである。

直時の跡は、南部第二十八世重直の養重信が

いで二代目七戸隼人正となった。重信が先ず第一に力をいれたのは家臣団の編成であつたらしく、重信の七戸在城中に五十五人の家臣団が編成されている。

延が寛文四年^{一六六四}、重直没後、重信は七戸より出て南部茅二十九世を継ぐに至つた。この時七戸城は廃城となり、七戸地方は南部氏の直轄地となり、以後は代官による政治が行われる事となった。

そして重信によつて編成された家臣団はそのくろそのすゝ御給人に身分替をさせられ、以後は七戸御給人と呼ばれる事となった。其等の人々の中には、名々井工藤氏の一族、天正の反乱軍の中心であつた九戸氏や七戸氏の旧臣、壽信に七ぼされた高田城主の後裔等中世以来の名家の名も見える。

この種の藩制確立期迄に生れた御給人は、前君の遺臣や浪士保護と廃城後の領内防備若くは治安維持の目的のために創出されたものであり、南部藩御給人の主体をなすものであつた。

二、新田兩発御給人

南部藩財政は、藩政初期に於ては極めて好調であり、藩庫の在米も裕であつたため、特に農業政策らしいものを行つた形跡は無いが、寛文四年の八戸藩分立以来、減俸恢復の手段として新田兩発を積極的に奨励した。特に寛文九年^{一六六九}には「御家中新田望之者茂候ハ、可被下候向、奥筋八百石迄、回和ハ五拾石迄、仮令牢人之者ニても願候ハ、ハ可被下候」^{篤馬家訓 卷十三}と新田兩発促進令を出し、兩拓希望者には土地を無料で拂下げたので、兩田は大いに進んだ。

その結果、天和二年^{一六六二}の新田調査によると個人の兩田は百二十三人で高四・二六石余、各村兩田は三十ヶ村で高二一・五二石余^{封割}、藩營兩田は元禄二年^{一六九一}迄で一四三・八石余に達した。

これらの兩田の中には御給人による兩田もあり、又浪人が兩田して御給人なり与力なりに取立てられた例もあつた。与力の性格はまだ明瞭にされてないが、ここに云う与力は純士族としてのものでなく、御給人の一種であるが御給人の一段下の階級のものらしく、七戸与力とか馬内与力

とか云う凡に所屬代官所の名前を冠して呼ばれた。
。

それらの中で最も有名なのは、淨法寺の旧い豪族であり、当時既に八十数石を圃田し、御給人に取立てられていた松岡八左エ門忠好の新田圃発である。

松岡は、寛文九年^{一六六六}、浪人及畚敷の百姓を使用して新田圃発に努め、十一人の浪人名義で

百石	大森助十郎	百石	大清水三郎兵衛
九十九石	大森庄兵衛	七十六石	大森甚左エ門
五十石	勝又嘉兵衛	五十石	圓喜六
五十石	空守善右衛門	五十石	駒嶺兵右エ門
三十四石	田中鎧彦右衛門	三十四石	下祿庄太郎
三十八石	太田源太郎		

合計 六百八十一石

の圃田に成功している。藩はこれら浪人の功を賞して、現米十五駄宛（地方三十石に当る）を給し、毛馬内御与力に登用している。^{鶴田家訓 卷十三}

このように新田圃発により御給人に登用せられる外、御給人による新田圃発は、内拓地の全部又

は大部が加増として知行高に編入されたので御給人は新田圃発による稼高の増加に努めた。

三、町人御給人

藩政初期に於て裕福であつた南部藩の賤政は、賤政基盤の弱体化に伴ない、元禄以降急速に窮乏化していったが、これと対応して丁度この頃始頭し始めた町人階級、商業資本の勢力は宝暦の飢饉を境とし確乎としてぬくべからざるものとなつた。農民に對する中間搾取者としての彼等の存在は封建的秩序の破壊を意味したにも不拘、多くの藩がそうであつた如く南部藩に於ても結局これら商業資本と妥協し、その経済的助力によつて藩政の窮乏打崩の途をきり開くより外に方法は無かつた。その一つの方策として採られたのが御用金獻納者の藩士登用乃至御給人登用即ち一種の赤禄制度の採用である。

南部藩における赤禄は、宝暦、天明、天保の各飢饉の際に最も大規模に行われ、赤禄基準を尤認定されるに至つた。（飢饉考卷三、森嘉兵衛著旧南部領に於ける百姓一揆の

（疑）地方に於ける御給人の登用乃至首字帶刀許可の基準は、特に設けられず適宜決定されたらしいが、これによって在町の有力商人の多くは御給人に登用せられていった。

これは、旧武士御給人や新田馬廻御給人とは全く異質のものであった。

商人から御給人に任ぜられるには幾つかの階梯があつたらしい。藩政に対する貢献の度合によつて御給人に至る階梯に多少はあつたろうが……。

今その階梯を筆者家の史料によりて述べてみよう。筆者家は江州大溝の大塚屋の別家格であり、八戸にあつた大塚屋の出店から品物をうけ売りに居るうちに次第に大きくなり、宝暦の頃には、大塚屋、江州屋、松阪屋の三店を経営する迄に至つていたが、宝暦六年十一月、先ず、長年の困窮者窮乏及び雜穀等の借上げに對する表彰として帯刀御免及び持地の内、高拾五石余を御免地とされる特典を与えられた。その証文を左に示そう。

遺 証 文

其方義祖文昆平治 節古御所ニ而困窮之者江

段々致心添、猶又去年凶作ニ付而困置候粟借上等茂仕、殊御所之者江致合力等、段々右之通之心懸神妙思召候。依之爲御褒美、帶刀御免并持地高拾五石壹斗九升八合、御免地被成下旨被仰出。

本高 拾石六斗五升八合

一 三斗五升 横町 利右工内

本高 四石四斗六升三合

一 壹石六斗 浦町 甚次郎

本高 貳石四升七合

一 貳斗五升 下町 四郎左工内

本高 三石六斗四升七合

一 壹石三斗五升本町 十兵工

本高 六石八合

一 壹石五斗 横町 左次兵工

本高 拾貳石六斗四升八合

一 拾石壹斗四升八合 横町 喜平治

部合 拾五石壹斗九升八合

右之通被成下候付、証文遺候也

宝暦六丙子年閏十一月廿一日

重役連中署名捺印

七戸横町

昆右エ内

北郡七戸村

次で同年十二月、左の通り、盛田の名字を賜わ
のた。

方祖父昆平治節々御用向累年無滞弁上、殊
更御所之為ニ茂相成候趣、達御聽、御免地并帶
刀御免被成下候ニ付、名字左之通相用可然候

盛田

千枚万亀

宝曆六年

十二月朔日

寄木左塚太 花押

四戸専左エ内 花押

昆右王内殿へ

次で安永四年七月、百五兩献納の實として、与
力に於て先づ先十五石余の御免地とは別箇に十
五石を知行地として認められるに至つた。その知
行小高帳は左の通りである。

遺与力知行百姓小高

一	六斗六升	昆平治
一	三石四斗	平治兵衛
一	五升	基七
一	壹斗	助作
一	壹斗	盛十郎
一	六升	盛五郎
一	壹斗五升	又兵衛
一	壹斗	寇兵衛
一	三石二斗	与次兵衛
一	壹斗	又四郎
一	六斗三升三合	惣十郎
一	貳斗	小次郎
一	三石九斗四升五合	利右エ内
一	壹石壹斗六升三合	昆吉エ内
一	三斗貳升	助左エ内
×	拾四石壹斗八升壹合	
	同郡南川目新館村	
一	四斗四升四合	孫兵衛
一	三斗七升五合	昆右エ内

× 八斗志升九合

萬合 拾五石

右者近年御物入共相重、御勝手向甚御差支ニ付、為御補、其方儀此度金子百五兩差上候ニ付、新規願之御被下置、御与力被仰付候。全可令知行也。

安永四乙未年

六月十三日 重役連中署名捺印

七戸御与力盛田若工内方

そして、その翌年には、右に、従前の御免地、新田を加え五拾石余の高となし、御給人に任せられた。即ち左の通りである。

被遺知行百姓小高

北郡七戸村

- 一 三斗五升 和右エ門
- 一 壹石六斗 甚次郎
- 一 貳斗五升 四郎左工内
- 一 壹石三斗五升 十兵衛
- 一 壹石五斗 左治兵衛

一 拾五斗四升八合

高合 拾五石壹斗九升八合

右者其方儀御側御用数拜出請相熟、神妙愚召候。依之兼而被下置候御免地右之通身帶御直、只今迄被下來候本地拾五石、野草高貳拾石、御加、都合五拾石壹斗九升八合被成下、御給人被仰付候。全令知行、御望役可被相勤者也。

安永五丙申年

八月八日

重役連中署名捺印

七戸御給人 盛田若工内殿

此処で注意しなければならないのは、御給人知行地の性格である。最初に冠租となり安永五年八月に知行高に組入れられた十五石壹斗九升八合は元より、与力としての貳拾石の知行地も元來盛田若工内方の所有地であり、別に藩主より知行地として新に拜領したものではない。野草高へ開拓早早の新田高を云う、貳拾石は与力登用前のもので、後のものかわからないが純土族の新田開拓の地と違つて、御給人や与力の開拓した新田は知行地と云つても矢張り所有地としての取扱をうけたよ

うなので、結局御給人としての知行高五拾石余は全部盛田右エ門自身の所有地であつたわけである。

そのうち、比平治及び比右エ門名儀の土地は自作地であり、他は小作人附の土地である。右土地はもとほ御蔵地であつたから物成の負担は当然課せられていた。従つて藩に納むべき物成分と地主として受取る小作料分との合計を喜右エ門が小作人より徴収していたわけであるが、右土地が自己の知行地となる事によつて比右エ門は、物成分の増収を得る事になつたわけである。

自己の所有地を知行地として認められただけの事では余り得のいく話でも無さそうだが、実はこの事は、概土地に対する領主権と耕作権の或は上級所有権と下級所有権の二つ乍ら認められた事を意味するものであり、御給人は領主としての年貢徴収権と地主としての小作料徴収権とを行使出来、單なる知行武士よりは遙かに有利であつたし、特にこの事は維新後の秩禄處分の際、御給人に決定的利益をもたらした。

その外にこの種の御給人は本業の商業渡世の上でも種々の利便を与えられたので、商業資本として益々発展する事が出来たし、又土地兼併をも行う事が出来たのであつた。

四、分家による御給人の創出

これは今迄又て来た三種の御給人の外に別にあるものではなく、分家によつて御給人が創出されていく場合の事である。

一旦御給人に任せられた者は、どの種の御給人であれ、新田開墾の方法でどしどし知行高を増加する事が出来た。

筆者家も、安永四年七一五の十五石から、安永五年、五拾石余、安永九年、八十五石余、天明八年一七七石と増加している。その一方に於て、御給人たる地位を相続する長子、商家の経営に任ずる者（假に二男とする）以外の三男以下の者は、或は暖簾をわけて新たに商家を作り、或は他の御給人家へ養子に入る等の外に、願出の上、知行高の一部を分地して新に御給人を創出する事も出来た。

○以上述べた如く南部落における御給人は、その時々の時代の要請に基いて夫々種類の異なる御給人を創出して来た。

即ち藩政初期に於ける御給人創出の事情は、兵農分離に基き空白地帯となつた地方の治安維持と云う軍事的目的と浪士救済的意味とをもつたものであつたが、寛文期以降の新田開発御給人の発生は文字通り新田開発促進により減俸分の恢復を計つたものであり、室暦以降の町人御給人の創出は、躍進しつつある商業資本との妥協に於いて藩の財政窮乏の救済を目的としたものであつた。

これら御給人は、所謂半農半士、或は半商半士、半農半商半士であり純士族と農産の中間に位した。苗字帯刀を許され、知行地を有し、軍役に勤むべき旨が知行狀に明示され、年貢徴收権が認められ、伝馬の使用が許されている点等純士族と全く同じである。

しかし、知行地と云つても、元來自己の所有地であり、平民として自ら耕作し或は地主として小作料を徴収していた土地である。御給人たる身

分が与えられてかりも、これらの人々は自ら耕作にも従事したし、町人御給人の場合には商業を営んだ。又軍役に勤めると云つても、代官の下役を勤める若干の者を除いては、城中に勤仕すると云う事はなく、年頭（年頭）の式に参列する以外は臨時的御用を勤める位のものであつた。

しかし御給人たる以上、武芸の心得は当然要求されたらしく、御給人の家柄であつた家にはよく兵書、武芸の免許証等が残つている。

町人御給人の場合には特にそうであつたが、御給人は、その地位と威力とにより土地の兼併を大規模に行つた。南部落では、土地の永代売買禁止令は與行されていざかつた。このために御給人の中には新地主として成長していつた者も少くはない。只、御給人が従前通り商業渡世を経営じ、或は地主として土地を兼併する場合は、別人名義を用いる手を要請された。その名義は與在、假空何れでもよかつた。これを南部落では地名代（地名代）と呼んでゐる。

土地所有者名義が本人でないために、維新後、

土地問題に關しお家騒動の起きる事もあつた。

維新後、これの御給人は何れも士族の族籍を与えられた。しかし純士族ではなかつたので、知行地に關しては農民としての地位を認められ、そのまま保有する事が出来た。

多くの藩に於いては、このような豪士が庄屋、名主に取立てられる事が多かつたが、南部藩の場合、肝入や大肝入は帯刀を許され、御免地を有したが御給人の待遇を得たものは少なかつた。肝入等はあくまで農民たるに過ぎなかつたし、勿論士族の族籍も貰はなかつた。

の御給人制度は、その發生の事情でもわかるように、藩にとつては、社会的、經濟的、軍事的意義を十分に有してゐた。だがこのような御給人制度は、幕藩体制にとつて如何なる意味をもつてゐたのであろうか。

純士族と御給人との相違は御給人が純士の「役下」に格付けされたと云う事だけならば問題は少ない。

問題は、自己の所有地を、知行地と認定され、年貢、徴收権を公認された点にある。

ここに於いて御給人は、所謂農民としての下級土地所有権に加うるに、知行主としての上級土地所有権をも併有するに至つたわけである。領主が支配し、農民が耕すと云う封建時代の土地原則はこれによつて根柢から覆つた。土地に対するこれ程大きな権利は、何人も、藩主と雖も所有して居らなかつた。

その意味で御給人の經濟的實力は遂かに一般武士を超えるものとなつた。

御給人は、幕田開發促進の藩是に従つて、どこぞ知行地を増大させていった。そして御給人の知行地を耕す百姓は、一面に於いては小作人であり、他面に於いては御給人の領民としての統制にも服してゐた。

以上の事からみて、御給人制度の創出は、四民制度の身分的序列、封建社会の武家支配の原則及び土地制度の根本原則を根柢から覆つたものであり、農民に対する政治的經濟的支配者の交代を意味するものであつた。幕藩体制の崩壞原因はこのようなところにもひそんでいたのであつた。